

三次市教育委員会議案第17号

三次市文化センター設置及び管理条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を、9月定例市議会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第29条の規定により、意見を求める。

令和4年7月22日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範